

第 32 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 2 月 25 日（水） 8 時 58 分～ 9 時 49 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢樋 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

⑧馬見新 貢 ○尾上 進

5 議事日程

諮問第 3 号 山下地区地域計画の変更に係る意見について
報告第 2 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 6 号 非農地判断について
議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
○農政林務課	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
	主 事	奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第32回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、11番 石原 勇一郎 委員、1番 久保 秀幸 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第32回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。1月28日に遠矢区公民館で開催されました山下地区地域計画に係る話合いに〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員が出席いたしました。

次に、1月29日に福岡県朝倉市農業委員会委員等23名が来訪され、当市における耕作放棄地解消事業の取組みなどについて研修を行いました。

なお、私を含め、6名の委員及び推進委員も参加いたしております。

次に、1月30日に出水市で開催されました出水・阿久根地区指導農業士会総会、及び県農業経営者クラブ出水支部総会に私が出席いたしました。

次に、2月3日から4日にかけて、枕崎市及び南さつま市で開催された北薩地域農業委員会先進地研修視察に私と局長が出席いたしました。

次に、2月5日から6日にかけて、阿久根市農業委員会研修視察を糸島市において実施いたしました。

次に、2月10日に出水市で開催されましたJA鹿兒島いずみ農政協議会に私が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第3号 山下地区地域計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

それでは、諮問第3号 山下地区地域計画の変更に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、地域における農業の将来のあり方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画を令和7年3月末までに市内12地区で策定したところであります。

今回、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとなっており、山下地区において変更がありましたので、委員の皆様の御意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

変更があった箇所について御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

赤字で記載しています箇所が、今回地域での話し合いにより、変更・追加があった箇所になります。

今回の地域計画、山下地区につきましては、1の(1)の地域計画の区域の状況については、小学校校区を基準とし区域を設定しており、地区全体の農地面積は、田が57.4ha、畑が21.5haの計78.9haを地域計画のエリアに設定しております。

また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で56経営体としております。

次に、3ページ、3の農業の将来のあり方を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、山下地区について水田で検討地となっている農地の利用状況等の確認を行い、認定農業者への農地の集積を進めることとしております。

また、4ページに記載しております前川原・下平地区においては、鳥獣被害が大きいため鳥獣害の防止対策、尾崎地区においては、担い手不足により耕作放棄地が増加してきているため、国の事業である遊休農地解消事業の活用を検討を進めることとしております。

次に、地域内の農業を担う者については、5ページから6ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、まず一つ目は、担う者一覧の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第2までの表記といたしました。

また、山下地区での経営を行わなくなった方や土地を移譲したことにより、名簿から削除をした農家が4名と新たに4名を追加したところでもあります。

新たに追加した「株式会社○○○」におかれましては、今後、農地中間管理事業での契約を控えていることから、今回、新たに追加したものになります。

次に、目標地図ですが、資料は7ページから8ページになります。

こちらにつきましては、策定時から現在までの農地の売買や貸借で農地の移動があったものにつきましても地図に反映させております。

また、目標地図に記載しております水田の検討地となっている箇所につきましては、一人の認定農業者へ着色をしております。

諮問第3号の説明につきましては以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、報告第2号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第2号は、農地の転用事実に関する照会の報告についてであります。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が1件ありましたので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものであります。

この法務局からの照会があった場合は、2週間以内に回答するようになっております。

それでは、総会資料の3ページ、地図につきましては別添資料の1ページを御覧ください。

本件は、令和8年2月6日付け日記第34号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものであります。

申請人は、塩鶴町に居住しています「〇〇 〇〇」さんです。

対象地は、高松町〇〇番の畑で面積は72㎡、変更後の地目は雑種地になります。

現地確認につきましては、令和8年2月10日、10番委員と事務局1名で行いました。

本件土地に昭和32年頃、住居を建築されていますが、固定資産税を確認したところ、平成14年度までは宅地課税でありましたが、平成15年度から現在までは雑種地課税になっていました。

現況は、駐車場として使用されており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨、法務局に回答しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、ただいま事務局から説明のありましたとおり、回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第6号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第6号、非農地判断について説明します。

議案書は、5ページから8ページになります。

始めに、今月の非農地証明願から御説明いたしますので、議案書の6ページを御覧ください。

申請件数は4件であり、農用地区域内の畑が1筆の514㎡、農用地区域外の畑が5筆の2,256㎡で合計6筆の2,770㎡であります。

確認については、2月4日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、7ページから8ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が4筆の2,724㎡、畑が14筆の7,779㎡で合計が18筆の10,503㎡、農用地区域外の田が2筆の380㎡、畑が27筆の12,798㎡で合計が29筆の13,178㎡であり、農用地区域内・外の合計が47

筆の 23,681 m²になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は 53 筆の 26,451 m²になります。

確認につきましては、令和 8 年 2 月 3 日、4 日、12 日に農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 7 号について御説明いたします。

議案書は 10 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は所有権移転が 2 件であります。

それでは、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 2 ページになります。

申請地は、折口〇〇番の畑、他3筆であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が相続で農地を取得しましたが農業をされておらず、譲受人が相手方の要望により売買で取得するものであります。

譲受人については、所有する農地について耕作・管理することにより全部耕作要件を満たしています。

取得後は、果樹を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号2について説明します。

地図につきましては、別添資料3ページになります。

申請地は、多田〇〇番の畑であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が県外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望で贈与により取得するものであります。

譲受人については、所有する農地について耕作・管理することにより全部耕作要件を満たしています。

取得後は、家庭菜園をする計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

〇番、「〇〇 〇〇」委員

委員 (〇〇 〇〇)

議案第7号に係る調査は、2月10日に〇番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

始めに、整理番号2についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

次に、整理番号1についてであります。別添資料2ページの地図を御覧ください。

緑色で着色された折口〇〇番の畑ではありますが、令和7年12月総会において、農地法第3条により、馬鈴薯を栽培すると説明があったうえで所有権移転がなされた土地になります。

そこに隣接する本人所有の折口〇〇番の畑と合わせて2筆について、今回の現地調査の際に確認を行ったところ、12月に許可したばかりではありますが、赤土を入れて盛土をしており、何も耕作されていない状況にありました。

今回は、相手方の要望により売買で取得し、果樹を耕作する計画であるとのこと
であります。

農地として利用されるのであれば、許可相当と言いたいところではありますが、
前回の取得状況等を勘案して、委員の皆様で許可相当か否かを協議していただきた
いと考えております。

以上であります。

議長 (田嶋 輝男)

総会を一時中断し、協議会に移行いたします。

～～ 協議会 ～～

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第7号については、整理番号ごとに採決いたします。

整理番号1については、譲受人に意見聴取等を行い、継続審議とすることに御異
議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号の整理番号1については、継続審議とすることに決定いたし
ます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号2についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号の整理番号2については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第8、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第8号について説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件であります。

それでは、整理番号1の案件を御説明いたします。

議案書は12ページ、地図は別添資料の4ページから5ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、市役所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

それでは、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の6ページから7ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、市役所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

○番 「〇〇 〇〇」委員

委員 (〇〇 〇〇)

議案第8号に係る調査結果について報告します。

調査は、2月10日に○番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

次に、整理番号2の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地やブロック塀を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

ひとつ確認をさせてください。

整理番号1について、取得しようとする土地への入口の土地は私有地となっておりますが、確認ができていますか。

事務局 (岩崎 展幸)

通行承諾書が申請書類に添付されておりますので、問題ないものと判断しております。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)について説明させていただきます。

今回の計画(案)は、利用権の設定33件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

なお、今回は令和8年5月1日貸付開始分の申請になります。

始めに、議事参与案件1件について説明させていただきます。

議案書は15ページ、整理番号1を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さんであり、畑1筆を5年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしく願います。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)の議事参与分以外について説明させていただきます。

議案書の14ページにお戻りください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和8年5月1日貸付開始分の申請であり、農地33筆、面積40,300㎡の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5年間で25筆の26,431㎡、6年間で3筆の8,509㎡、6年11か月間が1筆の2,276㎡、10年間で4筆の3,084㎡となっております。

また、地目別では、田が7筆の7,526㎡、畑が26筆の32,774㎡となっております。

利用権を設定する33件の内訳につきましては、議案書の15ページから17ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 32 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時 49分

議事録署名日 令和 8 年 3 月 24 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 石 原 勇 一 郎 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 久 保 秀 幸 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----